

人と生きものの

ふるのちよびぐら

マスタープラン



平成24年3月
鯖江市

はじめに



『山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。』

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。』

平成2年1月15日に鯖江市民憲章が制定されました。平成22年「みんなでつくろう みんなのさばえ」を合言葉に市民提案型の「市民主役条例」が制定されました。

近年、里山に接する水田や畑地を中心として、イノシシによる農作物被害が多くみられるようになってきました。また、もともと日本に生息しないはずのアライグマが市内全域の神社仏閣や民家の屋根裏に住みつき、建物を傷つけるなどの被害がみられるようになりました。鳥獣被害は、農家の方々のみならず、鯖江市で暮らす全ての市民が関係することです。これまでも、集落ぐるみの対策がみなさまのたゆまぬ努力で効果をあげており、地域の協力が生まれるなど、鯖江市の鳥獣害対策は全国から高い評価を得ています。

これまでのみなさまの取り組みを基に、「人と生きもののふるさとづくりマスタープラン」が完成しました。このマスタープランでは、「鳥獣害のないふるさとの実現」のために、鯖江市で生活するすべての人が、鳥獣被害を防ぐために、「いつまでに」、「どんなことに」取り組めばよいか、を示しています。今後は、市民のみなさまの地域への高い参加意欲を活かして、自ら取り組み考えて行動できる市民による対策を進めます。

なお、鯖江市では、このマスタープランとあわせて「鯖江市鳥獣被害対策マニュアル」を整備しました。この対策マニュアルには、リーダーを中心として取り組む鳥獣被害対策の具体的な内容が整理されています。マスタープランとあわせて対策マニュアルを活用していただければと思います。

最後になりましたが、本マスタープランの作成にご尽力をいただきましたマスタープラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年3月

鯖江市長

牧野白男

～ 目 次 ～

第1章 マスタープランの基本的な考え方

(1) 策定の趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 基本理念	2
(4) 主体区分	3
(5) 地域区分	4
(6) 期間	4

第2章 鳥獣被害の現状と課題

(1) 鳥獣被害の概要	5
(2) 野生鳥獣類の生息状況	7
(3) これまで実施された鳥獣被害対策	8
(4) 鳥獣被害に対する市民の意識	11
(5) 鳥獣被害対策に関する集落状況調査	12
(6) 鳥獣害のないふるさとづくりに向けた課題	13

第3章 基本施策と取り組みの指針

(1) 基本方針と基本施策	15
(2) 取り組みの指針	17

第4章 マスタープランの推進方策

(1) 取り組み目標	25
(2) マスタープランに基づく鳥獣被害対策の推進体制	27

参考資料

(1) 関連する法令など	29
(2) 参考資料	30
(3) 用語集	31
(4) 住民意識調査	32
(5) マスタープラン策定委員会について	44

第1章 マスタープランの基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

近年、野生鳥獣が引き起こす農作物被害、人身被害、生活被害が全国で多発し、鳥獣被害対策が各地で進められています。本市でも、これまでに市内各地で多くの市民が鳥獣被害対策に取り組んできました。その結果、一部の地域ではイノシシやニホンザルを中心とした鳥獣被害が減少するなど、取り組みの成果が挙がっています。

一方で、近年アライグマが市内全域に生息域を拡大し、平成22年度にはツキノワグマによる人身事故も発生しました。このように、鳥獣被害対策は、今後も市全体で取り組まねばならない課題です。

このマスタープランを策定する趣旨は、鯖江市民および本市が協働して「鳥獣害のないふるさとづくり」を実現するために、市民・市民団体、事業者、行政、専門家がどんなことに取り組めばよいかを明らかにすることです。

(2) 位置づけ

鳥獣被害対策では、野生鳥獣が生息する森の整備や野生鳥獣を寄せ付けない人里の環境整備など、農林業、環境、福祉といった多方面からの取り組みが求められます。そのため、マスタープランは、鯖江市総合計画をはじめ、環境基本計画や農業・林業・農村ビジョン、鯖江市鳥獣被害防止計画などと相互に関係しています。



第5次鯖江市総合計画



鯖江市環境基本計画



人と生きもののふるさとづくり
マスタープラン



鯖江市農業・林業・農村ビジョン



鯖江市鳥獣被害防止計画

(3) 基本理念

鯖江市民および本市が協働し、「鳥獣害のないふるさとづくり」を進めていく上で、市民・市民団体、事業者、行政、専門家の共通認識となるのが基本理念です。

このマスタープランでは、「人と野生鳥獣との関係」、「市民あるいは地域の協働のあり方」をどのようにしていくか、大きな方向を定めることが基本理念となります。なお、基本理念は、様々な法令や本市で策定した各計画にも沿ったものであることが必要です。

このような考えに基づき、このマスタープランでは、以下の2つの基本理念を定めます。

「野生鳥獣と人との共存」

～人は里に、野生鳥獣は山に～

鳥獣被害対策では、被害の原因となる野生鳥獣を根絶させればよい、という考え方をされるかもしれませんが、しかし、たとえば鳥獣被害を引き起こすイノシシやアグマは、もともと市内の森で生きてきた野生鳥獣です。

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、もともと国内に生息している野生鳥獣の多様性を保全することが定められています。

また、人の生活圏が拡大することが、こうした野生鳥獣のすみかを奪ってきたことも事実です。

そこで、本市の鳥獣被害対策では、里には人が暮らし、山では野生鳥獣が生息する、といった形で人と野生鳥獣の共存を基本理念とします。



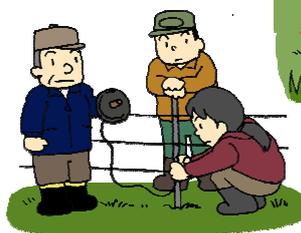
「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」

～被害対策を通じて、一体感が生まれるチャンス
強いコミュニティをつくり、魅力ある地域づくりに取り組む～

「市民一人ひとりが鳥獣被害対策に主体的に取り組み、地域でその輪がつながって、地域ぐるみの取り組みに発展していく」。このような流れは、地域おこしなどの一般的な進め方そのものです。

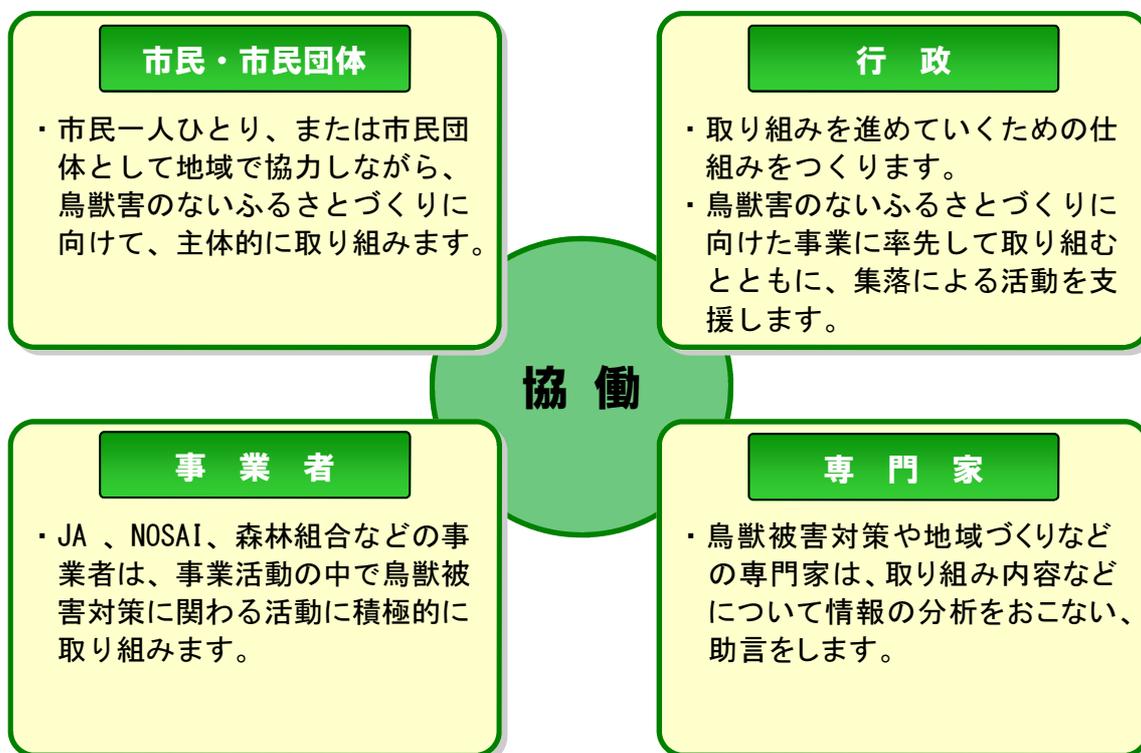
つまり、鳥獣被害対策を通じて地域がつながり、それが地域の魅力の再発掘や連帯感をはぐくむ地域振興策になるのです。

このような考え方によって、本市の鳥獣被害対策では、鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくりを基本理念とします。



(4) 主体区分

鳥獣被害対策に取り組むのは、本市で生活するすべての人です。その内訳と関係性は、取り組みの主役である市民・市民団体を行政（国、県、市）や事業者（主に農林業に関係する事業者）、専門家が支援するというものです。



市民団体は、さらに地縁団体と市民活動団体に分けられます。

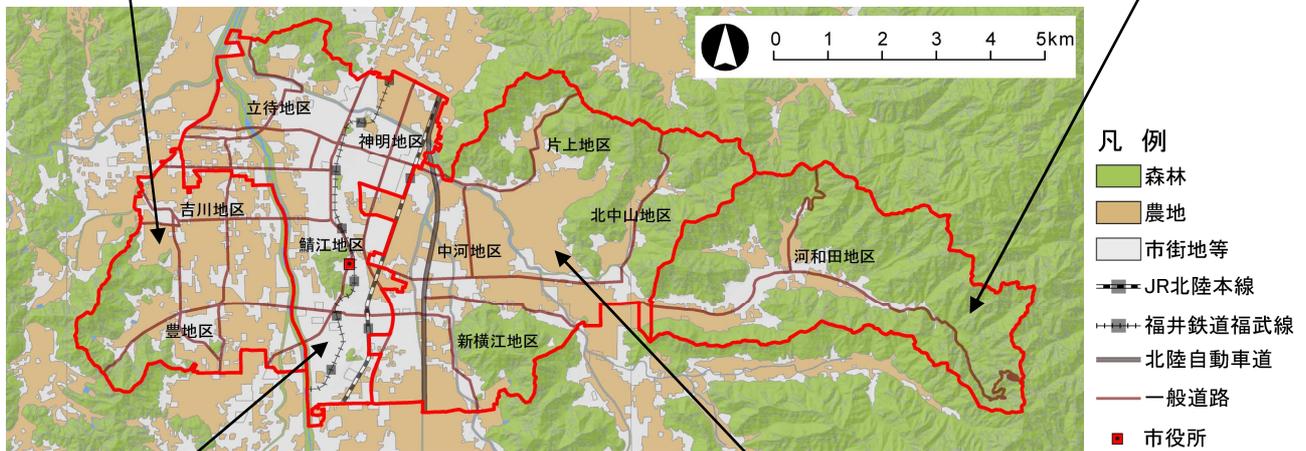
本市において、地縁団体は多数あり、市内各地域で活動しています。また市民活動団体は、市内外を広く活動の舞台にしているのが特徴です。



(5) 地域区分

鳥獣被害対策に地域ぐるみで取り組む場合、地域ごとの地形や就業形態、農業への取り組み状況などにより、対策の実施体制づくりや対策の内容は異なります。

そのような考え方で本市を地域区分した場合、大きくは西部地域（平地農村地域）、中央地域（市街地地域）、東部地域（平地農村地域）、そして河和田地域（中山間地域）の4地域に区分されます。



(6) 期間

このマスタープランでは、計画期間を5年間とし、平成28年度を目標として施策に取り組みます。本市では、マスタープランに沿った取り組みの状況などをふまえて毎年点検し、状況に応じて変更をおこないます。

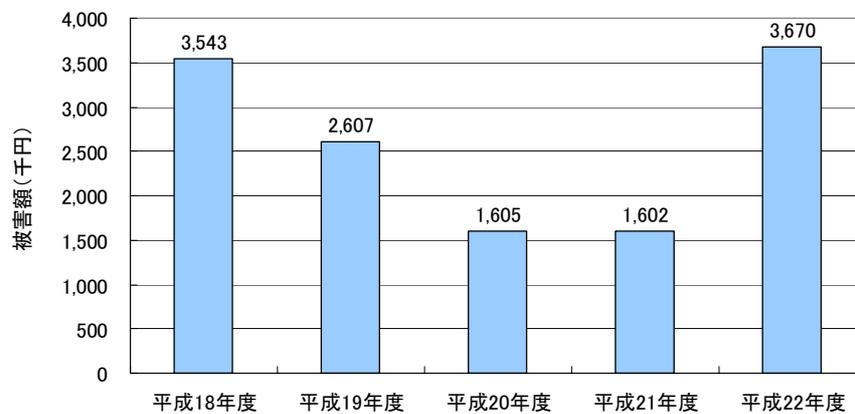
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
.....{ 第1次期間 }.....▶									
				{ 第2次期間 }.....▶				

第2章 鳥獣被害の現状と課題

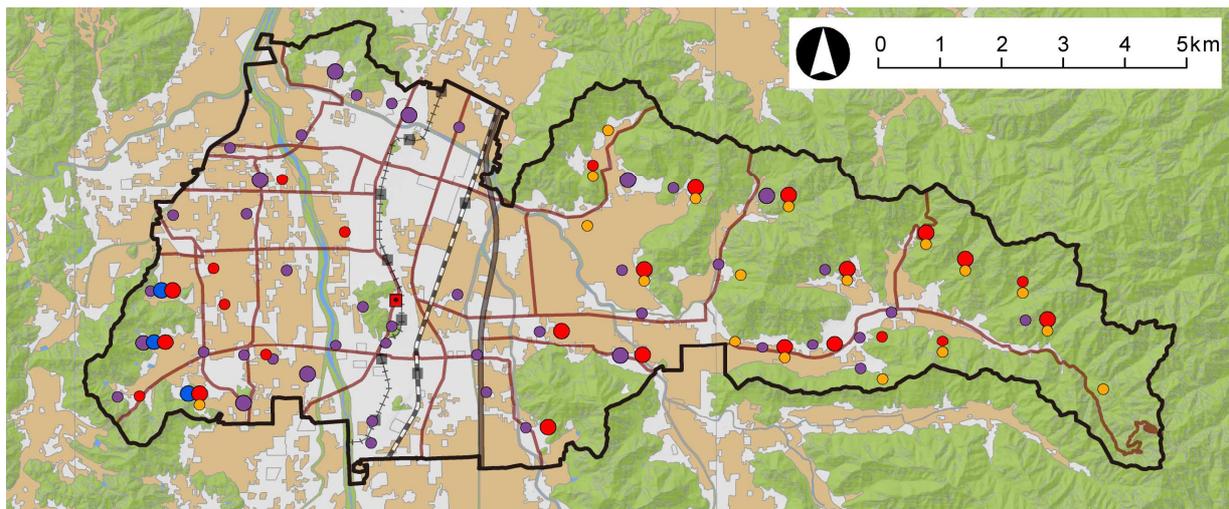
(1) 鳥獣被害の概要

我が国では、鳥獣被害対策が各地で進められているものの、農作物の被害総額が200億円で高止まりしているのが現状です。福井県内では約1億円の被害のうち、イノシシの被害が約7割を占めます。さらに、ニホンジカをはじめ、ニホンザル、アライグマといった野生鳥獣による被害が発生しており、各地で鳥獣被害対策への取り組みが進められています。

本市では、山際農業集落においてイノシシやニホンザルなどによる農作物への被害、市内全域でハクビシンやアライグマによる建物などへの被害が発生しています。本市における平成18年度～平成22年度の野生鳥獣による被害額は、160～370万円程度で推移しています。近年は、特にイノシシによる被害が多くなっています。



鯖江市における鳥獣被害額の推移



凡例

- 森林
- 農地
- 市街地等
- JR北陸本線
- 福井鉄道福武線
- 北陸自動車道
- 一般道路
- 市役所

平成18年度～平成22年度の鳥獣被害件数(集落ごと)

- | ツキノワグマ | ニホンザル | イノシシ | 中獣類(ハクビシンやアライグマ) |
|--------|--------|--------|------------------|
| ● 1～2回 | ● 1～2回 | ● 1～2回 | ● 1～2回 |
| ● 3回以上 | ● 3回以上 | ● 3回以上 | ● 3回以上 |

鯖江市における鳥獣被害の状況

● 鯖江市における主な鳥獣被害

人身などへの被害

- ・人里に出没したツキノワグマやイノシシとの接触や交通事故などの人身被害
- ・アライグマやハクビシンの建物への進入による騒音や糞尿汚染などの衛生被害



人里近くの
ツキノワグマ
(河和田町)



車と衝突した
イノシシ
(金谷町)

農林産物への被害

- ・田畑や果樹への被害（食害）
イノシシによるイネの踏み荒らしやジャガイモなどの畑作物の食害、アライグマやハクビシンによるスイカなどの食害、ニホンザルによるカボチャやタマネギなどの食害、カラスによる野菜の食害
- ・山林への被害（樹皮はぎ、食害）
ニホンジカによる樹皮はぎや角とぎ



アライグマによる
食害
(上氏家町)



イノシシによる
踏み荒らし
(下新庄町)

建物などへの被害

- ・建物への被害（損傷、糞尿、進入）
アライグマやハクビシンの屋根裏への進入による糞尿汚染や建物の損壊
- ・文化財への被害
アライグマによる神社仏閣や建造物、仏像などの文化財の破損



ハクビシンによる被害
屋根裏のハクビシンの糞
(西袋町)



屋根を歩くアライグマ
(西大井町)

生態系への被害

- ・アライグマによる水辺生態系への影響
カエルやサギなど外来種を食害することによる水辺生態系の破壊
- ・ニホンジカの森林下層植生への影響や樹木の樹皮はぎ
ニホンジカが下層植生を食べつくすことによる水源涵養機能や土砂流出防止機能の低下



ニホンジカによる樹皮はぎ

※本市では、顕著な生態系被害は認められていません。

(2) 野生鳥獣類の生息状況

本市では、これまでにイノシシなどの哺乳類、カラス、サギなどの鳥類の生息を確認しています。このうち、哺乳類ではイノシシやツキノワグマなど、鳥類ではカラス類やサギ類などにより、鳥獣被害が発生しています。

鯖江市に生息する主な野生鳥獣類

分類	種類名	在来種／外来種	鯖江市での被害の種類
哺乳類	アナグマ	在来種	・農作物への被害（キンカンウリなど） ・建物への被害（床下進入）
	アライグマ	外来種 (特定外来生物)	・農作物への被害（スイカ・果樹など） ・建物への被害（天井裏への進入・糞尿）
	イノシシ	在来種	・農作物への被害（イネ・イモ類など） ・掘り返しによる畦畔や法面への被害
	キツネ	在来種	—————
	タヌキ	在来種	—————
	ツキノワグマ	在来種	・人身被害 ・農作物への被害（カキ・クリなど）
	ニホンザル	在来種	・農作物への被害（農作物・果樹など） ・建物への被害（屋根瓦の破損）
	ニホンジカ	在来種	・森林への被害（樹皮はぎ・角とぎ）
	ハクビシン	外来種※	・農作物への被害（イチゴ・果樹など） ・建物への被害（天井裏への進入・糞尿）
鳥類	カラス類	在来種	・農作物への被害（イネ・果実・野菜類） ・生活への被害（糞・ゴミあさり）
	サギ類	在来種	・生活への被害（糞による悪臭・汚染、鳴き声による騒音）
	カモ類	在来種	・水稲直播圃場のイネの踏み倒し

※ハクビシンは移入時期が不明であり、かなり昔から日本に定着していた可能性があるほか、在来種とする説もあります。

鯖江市でみられる中型哺乳類



アナグマ



タヌキ



アライグマ



ハクビシン

特定外来生物とは

主に明治時代以降に海外から導入された外来生物のうち、在来の生態系、人の生命や健康、農業などに深刻な被害を及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（平成16年法律第78号）で指定された生物のことです。外来生物法では、特定外来生物の分布拡大につながる輸入や放野などを規制しているほか、必要に応じてその防除（駆除）の実施を定めています。アライグマは第一次指定種として特定外来生物に指定されました。

福井県では平成21年に策定した「福井県アライグマ防除実施計画」により、アライグマの野生個体を完全に排除することを目指しています。

(3) これまで実施された鳥獣被害対策

① 対策に向けての基本的考え方

鳥獣被害対策をおこなっていくには、被害防除、個体数管理、生息地管理の3つを総合的に進めていく必要があります。

本市では、平成16年福井豪雨以降、ツキノワグマの大量出没、イノシシの農作物被害の増大をきっかけに、住民からの強いニーズがあり、本格的な鳥獣被害対策の取り組みが始まりました。地域ぐるみで実施する農林業や人身への被害防止として、電気柵やネット柵（被害防除）、計画的な有害捕獲（個体数管理）、山際の環境整備として緩衝帯の整備（生息地管理）の取り組みを進めてきました。

また、平成20年に鯖江市鳥獣被害防止計画を策定しました。この計画は、以下の4つの柱を軸に据えています。本市では、この計画に沿って正確な情報による問題意識の共有、対策リーダーの育成、強い体制づくりなどの取り組みを計画的に進めてきました。

鯖江市鳥獣被害防止計画 4つの柱

- ・情報の収集とフィードバック
- ・人づくり
- ・体制づくり
- ・有害（管理）捕獲



② 具体的な取り組み

● 情報の収集とフィードバック

・市内で発生した被害や鳥獣の出没状況などの情報収集

本市では、市内で発生した鳥獣被害や鳥獣の出没状況などの情報を収集分析し、適切な対策を講じるとともに、長期的な対策を計画するための基礎資料として活用してきました。また、研修会に積極的に参加して、確かな対策技術情報を収集し講習会を通して集落へ伝達しました。

・チラシの配布、ホームページなどによる情報提供

本市では、対策技術の向上や、一般市民への普及啓発のために、「さばえいのしし新聞」やアライグマやツキノワグマ対策に関するチラシを配布し、ホームページや環境フェアでも動物の生態や被害の状況などの情報を提供してきました。



● 人づくり

・地域リーダー育成研修会を開催

平成17年度より、鳥獣被害対策に必要とされる地域リーダーを育てるために、「地域リーダー育成講習会」を14回開催してきました。このほか、「鳥獣害のないまちづくりワークショップ」や「さばえのけものジュニア探偵団」など集落における多様な対策の担い手を育成してきました。

・対策に対する検討会を開催

平成23年2月には「さばえのけもの情報交換会&交流会」を開催し、鳥獣被害対策に関する情報交換の場を設け、参加集落間で意見交換をおこないました。

● 体制づくり

・ 集落、集落間での取り組み体制づくり

本市では、被害地の対策が効率よくおこなわれるよう、集落や地区区長会への出前講座などを通じて集落間の話し合いを促進してきました。これにより、集落ぐるみ・集落連携した体制による対策を支援してきました。

・ 近隣市町との連携

三里山周辺のイノシシ被害が深刻になってきたため、越前市と協力して鳥獣被害対策を進めようと、平成22年7月から三里山周辺地域イノシシ対策連絡会議を3回にわたり開催しました。また、越前町とはニホンザルの出没情報を共有し、福井市とはイノシシやニホンジカの出没情報の共有をしてきました。

・ 関係機関との連携

関係機関と鳥獣害対策協議会を設置し、総合的で効果的な対策が取れるよう協力して調査機器や捕獲檻の整備、研修会の開催をおこなってきました。

● 有害（管理）捕獲

・ 被害の実態にあわせた計画的な捕獲

被害状況の情報整理や生息状況の調査結果をふまえて、有害鳥獣捕獲隊による計画的な有害捕獲をおこなってきました。

・ 狩猟免許試験受験者への助成

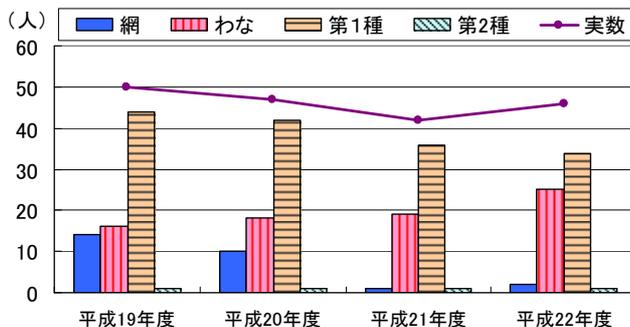
本市では、捕獲や有害捕獲に携わる人を増やすために、平成23年度より、狩猟免許試験受験者への助成による狩猟免許所持者の増加に努めてきました。



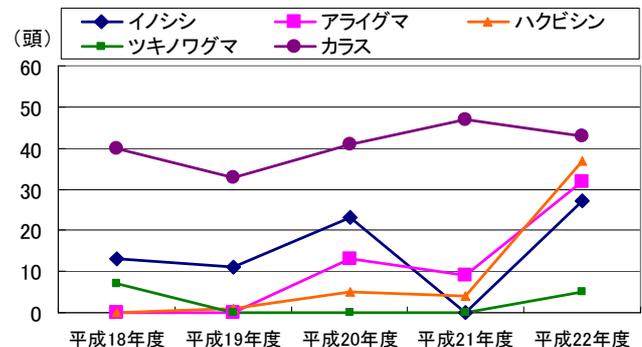
捕獲したイノシシ
(下新庄町)

・ 捕獲した野生鳥獣の利活用

捕獲したイノシシについては、解体方法の指導などをおこない、地域内消費のための料理講習会を通して、幅広い層への問題意識の共有をおこなってきました。



狩猟免許所持者数の推移



有害鳥獣捕獲数の推移

● 対策を進めるための取り組み（ハード・ソフト）

・ 進入防止柵（電気柵）の設置

本市では、平成16年度より、イノシシ対策として集落ぐるみの電気柵の設置を支援してきました。平成23年度までに、市内19の町内で37kmをこえる延長の電気柵が設置されています。

・ 山際の緩衝帯整備

河和田地域では、平成19年度より若狭牛の里山林内放牧による山際の緩衝帯整備をおこなってきました。

また、平成21年度より、山際の刈り払いによる緩衝帯の整備とネット柵の設置をおこなってきました。平成23年度までに、市内15の町内で延長約30kmの緩衝帯が整備されています。

・ 不耕作地の活用、市民の参加

市民農園の開設や食農体験農園活動により不耕作地を解消し、農地の環境整備を実施してきました。また、鳥獣被害対策ツアーなど、都市住民や若者に対して対策への理解を深める活動もおこなってきました。



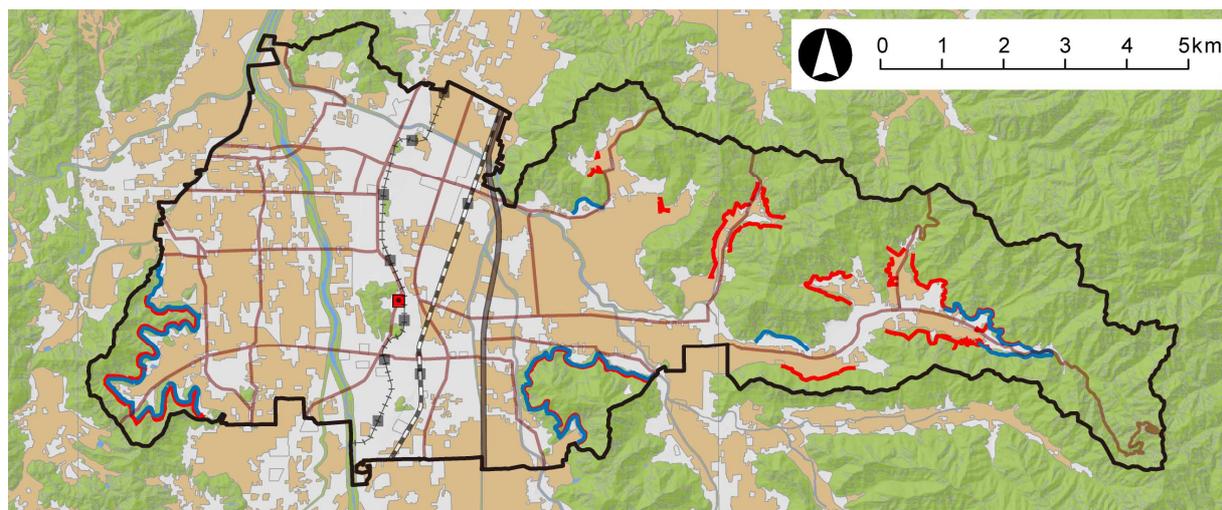
電気柵の設置状況
(中野町)



緩衝帯の整備状況
(上河内町)



不耕作地での活動
(尾花町)



凡例
 ■ 森林 ■ 農地 ■ 市街地等
 -●- JR北陸本線 -●- 福井鉄道福武線
 — 北陸自動車道 — 一般道路 ■ 市役所

— 緩衝帯 — 電気柵

(平成24年3月現在)

鯖江市における電気柵・緩衝帯の状況

(4) 鳥獣被害に対する市民の意識

鳥獣被害は、住んでいる地域や農林業へのかかわり方などによって意識に違いがあることが想定されます。

本市では、市内における鳥獣被害の現状と課題をどのように市民に伝え、自らの問題として認識してもらうか、その効果的な普及啓発の仕方を具体化するために、郵送によるアンケート調査を実施しました。

① 市民の意識調査の実施状況

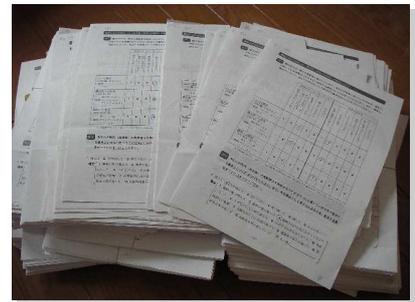
調査時期：平成23年2月20日～3月24日

調査対象：20歳以上の市民の中から2,000名を無作為抽出

回収率：58.0%

市民意識調査の設問概要

- ・ 鳥獣被害（人・農作物・建物への被害）の認識について
- ・ 本市で実施している鳥獣被害対策への取り組みについて
- ・ 鳥獣被害に対する思いについて
- ・ 鳥獣被害が発生した場合の解決策について



② 鯖江市民の鳥獣被害に対する意識

● 鳥獣被害に関する意識

- ・ 5年前と比べて、鳥獣被害が増えた、と感じている人が多い。
- ・ 鳥獣被害について、「人への被害」「建物への被害」より「農作物への被害」の認知度が高い。
- ・ 鳥獣被害の認知度は農業とのかかわりが強いほど高い。

● 鳥獣被害対策への取り組みに関する意識

- ・ 鳥獣被害対策への参加については、回答者の約80%が参加すると回答し、参加意欲がとても高い。
- ・ 鳥獣被害対策に関して、「生ゴミや不要な作物の撤去」「農道などの草刈り」など、簡単で取り組みやすい対策ほど参加しやすい。
- ・ 地域の共同作業については、農業とのかかわりが強いほど積極的である。
- ・ 50代以上の人は、地域での付き合いが深い。

③ 市民の多様性に即した鳥獣被害対策とのかかわり方の提示

対策の担い手の中心は、地域とつながりが強い50代以上の市民



- ・ 農業にかかわる人は鳥獣被害対策に積極的
⇒ 農業にかかわる人を増やし、適切な技術支援をする
- ・ 40代以下の市民は地域とのつながりが薄い
⇒ 市民活動団体など、40代以下の市民が対策に関われる仕組みが必要

(5) 鳥獣被害対策に関する集落状況調査

鳥獣被害対策は、「集落ぐるみ」で進めていく必要があります。本市では、これまで実際に対策に取り組んでいる集落を対象として、「集落ぐるみ」で行動するための取り組みの状況や課題などの把握を目的とした聞き取り調査を実施しました。

① 集落状況調査の実施状況

調査期間：平成23年7月19日～10月3日

調査集落：鳥獣被害対策に取り組む22集落

主な聞き取り内容

- ・被害発生時期、加害獣の種類
- ・鳥獣被害対策管理方法、体制、今後の課題
- ・集落ぐるみで進める対策のきっかけ
- ・集落の役員体制 など



② 聞き取り調査からわかったこと

	集落で何をしたか	どうなったか
対策実施前	・市が開催する研修会に参加した	➡ ・対策などの情報を習得できた
	・集落で勉強会や点検をおこなった	➡ ・情報をみんなで共有できた
	・対策について総会で相談した	➡ ・集落全体で合意できた
	・中心となって対策する人を決めた	➡ ・リーダーを中心に対策が進んだ
実施	・電気柵や緩衝帯を設置した	➡ ・山際がきれいになった ➡ ・対策の効果を実感した
対策実施後	・電気柵設置には全戸が参加した ・電気柵設置には若い人（40代以下）も参加した	➡ ・集落の団結力がアップした ➡ ・対策が楽しみになった
	・電気柵の点検は定期的にみんなが協力しておこなう	➡ ・集落での点検ルールが確立した ➡ ・近所づきあいが増加した

集落状況調査の結論

集落ぐるみの対策には・・・

- ①集落みんなの合意
- ②リーダー
- ③ルール
- ④多様な人材の参加

が必要である

● 集落の今後の課題

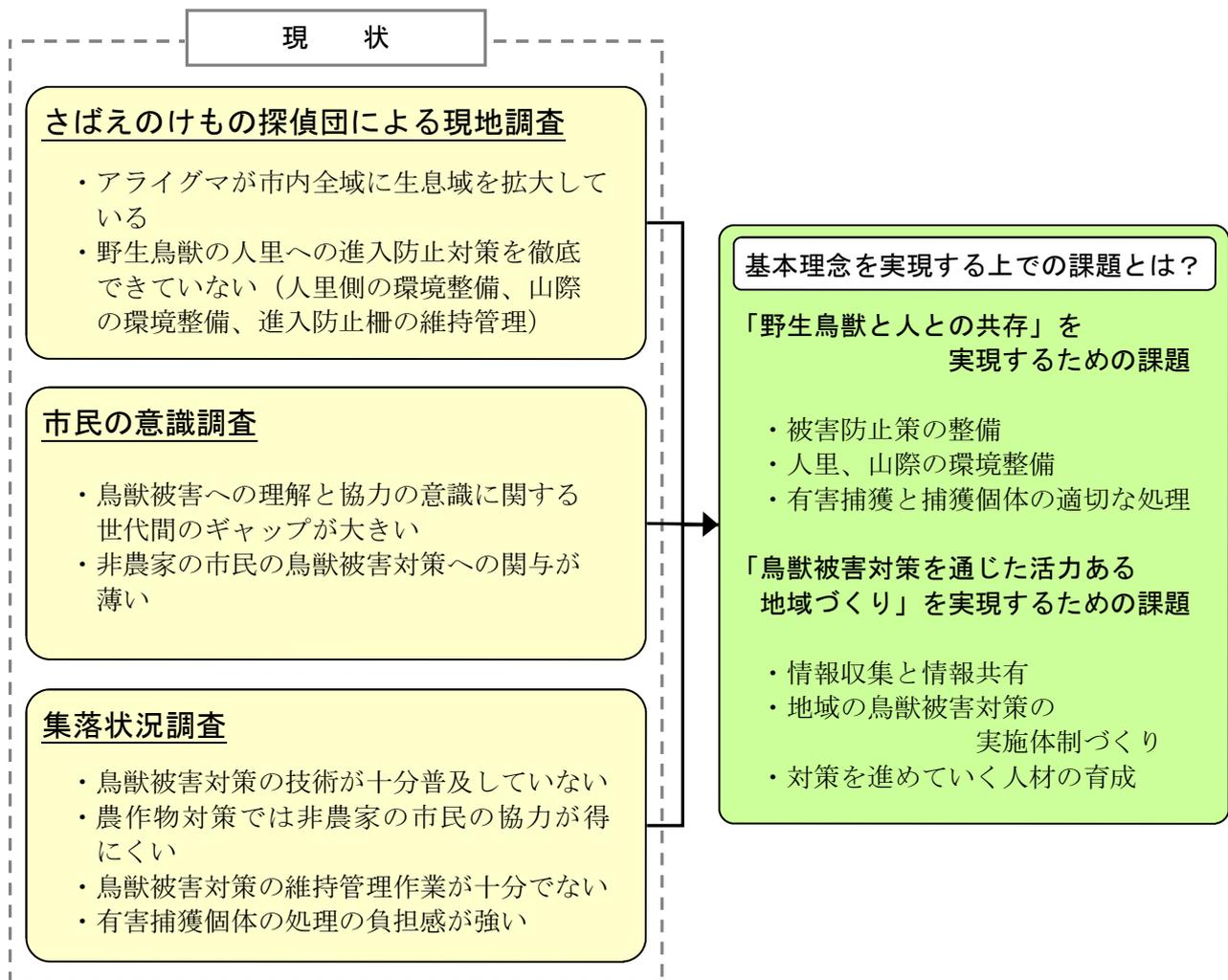
- ・鳥獣被害対策にかかる労力への負担感の軽減
- ・鳥獣被害対策にかかる費用の工面
- ・近隣集落と連携した鳥獣被害対策
- ・正しい対策技術の伝達
- ・高齢化に伴う対策へ携わる人の確保
- ・対策を継続していく上での不安の解消

(6) 鳥獣害のないふるさとづくりに向けた課題

これまで本市では、鳥獣被害防止計画に基づいて様々な鳥獣被害対策を推進してきました。その結果、鳥獣被害額は近隣市町と比べても低く、対策の成果は得られていると考えられます。

一方で、平成21年～平成23年にかけて実施した「さばえのけもの探偵団※」による鳥獣被害に関する現地調査、市民の意識調査（アンケート調査）、集落単位の聞き取り調査では、鳥獣被害が市内各地でまだまだ発生している現状が明らかになってきました。また、鳥獣害のないふるさとづくりを実現するための課題も明らかになってきました。

ここでは今後の鳥獣害のないふるさとづくりに向けて課題を再整理し、具体的な解決策を示す「第3章 基本施策と取り組みの指針」へとつなげます。



※さばえのけもの探偵団とは…

「鳥獣害のない里づくり推進事業」の担い手となる職員で構成された本市の団体です。多くの人に鳥獣被害を知ってもらい、「関係者」になってもらうことを目的に、ホームページの開設やイベントの開催などをおこなってきました。また、市内の鳥獣被害の現状を把握し、被害防止へとつなげるために、現地調査もおこないました。



「野生鳥獣と人との共存」のための課題**● 被害防止策の整備**

- ・ 進入防止柵（電気柵・ネット柵）の設置を進めること
- ・ 野生鳥獣の追い払いを実施すること
- ・ 被害にあいにくい作り方で作物を栽培すること
- ・ 獣が進入しないよう家屋の進入口をふさぐこと

● 人里、山際の環境整備

- ・ 野生鳥獣にとって魅力のない人里になるよう環境を整備すること
- ・ 野生鳥獣が人里に進入しにくい山際環境を整備すること

● 有害捕獲と捕獲鳥獣の適切な処理

- ・ 有害捕獲を効果的、計画的に進めること
- ・ 捕獲した鳥獣の処理方法、活用方法を整備すること

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」のための課題**● 情報収集と情報共有**

- ・ 本市に生息する野生鳥獣の情報を継続して把握すること
- ・ 鳥獣の生息状況、鳥獣による被害状況や対策情報などについて、情報を主体間で共有すること

● 地域の鳥獣被害対策の実施体制づくり

- ・ 高齢化が進む山際の集落で、継続的に鳥獣被害対策に取り組める実施体制をつくること
- ・ 鳥獣被害に関する関心を広く市民に持ってもらうこと
- ・ 国、県、市が連携して市民の取り組みを支援すること

● 対策を進めていく人材の育成

- ・ 地域の体制を作る核となる地域リーダーの役割を定めること
- ・ 農業従事者以外の市民や市民団体、事業者などの参画を進めること
- ・ 正しい対策技術を市民に伝える技術リーダーを育成すること

第3章 基本施策と取り組みの指針

(1) 基本方針と基本施策

ここでは、鳥獣害のないふるさとづくりに向けた具体的な取り組み内容を明らかにするために、第2章で整理した課題に基づいて本市の基本方針と基本施策を明らかにします。

その上で、役割が異なる主体ごと（市民・市民団体、事業者、行政、専門家）と、特性が異なる地域ごと（西部地域、中央地域、東部地域、河和田地域）に具体的な取り組みの指針をまとめています。

課題

「野生鳥獣と人との共存」
を実現するための課題

- ・被害防止策の整備
- ・人里、山際の環境整備
- ・有害捕獲と捕獲鳥獣の適切な処理

「鳥獣被害対策を通じた活力ある
地域づくり」を実現するための課題

- ・情報収集と情報共有
- ・地域の鳥獣被害対策の実施体制づくり
- ・対策を進めていく人材の育成



基本方針

市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策

鯖江市民の地域への高い参加意欲を活かして、自ら取り組み、考えて行動できる市民による対策を進めます。

基本施策

「野生鳥獣と人との共存」を実現するために

- 基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策
- 基本施策2：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために

- 基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立
- 基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

【コラム】マスタープランとセットで活用する対策マニュアル

本市では、このマスタープランとあわせて、「鳥獣被害対策マニュアル」を整備しました。この対策マニュアルでは、地域の市民リーダーや市民活動団体などが、どのように地域ぐるみの被害対策の体制を作ればよいかなど、具体的な取り組み内容が解説されています。



このマスタープランでは、「野生鳥獣と人との共存」、「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」の実現をめざし、以下の4つの施策を推進していきます。

「野生鳥獣と人との共存」を実現するために

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

- ・被害防止策の整備
- ・一人ひとりが取り組む環境整備（放任果樹や野菜くずなどの除去）の促進
- ・鳥獣被害の発生しにくい環境整備
- ・野生鳥獣の生息地としての森林整備
- ・計画的な捕獲の推進

基本施策2：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

- ・自然や環境の仕組みについて市民の理解を深める
- ・有害捕獲した生物の活用を推進するためのイベントなどの開催
- ・有害捕獲した生物を活用するための仕組みづくり

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために

基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

- ・鳥獣被害対策を通じた、地域ネットワークづくり
- ・地域リーダーを中心とした地域ぐるみの実施体制の構築
- ・地域ごとのリーダー、技術リーダーの育成
- ・鳥獣被害対策に関する情報の共有
- ・地域の現状を知るための集落点検の推進
- ・広域的な対策体制の整備
- ・鳥獣被害対策に関する学習会の実施

基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

- ・集落、地区、市ぐるみで進められる鳥獣被害対策への市民の参加
- ・多様な主体が参加する鳥獣被害対策に関するイベントの開催
- ・地域の魅力の再発見と外部との交流
- ・鳥獣被害対策に関するエコグリーンツーリズムの実施

(2) 取り組みの指針

① 主体別の取り組み指針

「野生鳥獣と人との共存」を実現するために

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

鳥獣被害を減らしていくためには、被害を受けにくい環境づくりや有害鳥獣の捕獲などをバランスよく実施していくことが必要となります。

主体ごとの取り組み指針を以下に示します。

主体	主体の詳細	取り組み指針
市民・市民団体	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・人里に野生鳥獣を誘引する放任果樹や野菜クズなどを放置しないようにしましょう。 ・山際の環境整備（緩衝帯設置、進入防止柵の設置など）に参加しましょう。
	地縁団体	<ul style="list-style-type: none"> ・進入防止柵、捕獲檻などの対策の維持管理作業に地域で取り組みましょう。 ・地域の環境が野生鳥獣を寄せ付けないものになっているか、定期的に点検しましょう。
	市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策として整備された環境の維持管理に役立つ活動を積極的に取り入れましょう。
行政	鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に生息する野生鳥獣に関する情報を収集し、広報やホームページなどで発信します。 ・有害捕獲を含めた効果的な対策技術などについて講習会を実施します。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県における鳥獣被害の発生状況や効果的な対策技術について情報を提供します。
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で実施されている鳥獣被害対策や効果的な対策技術について情報を提供します。
事業者	農林業関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による対策の維持管理作業に積極的に協力しましょう。 ・行政や関係団体と連携して積極的に事業化しましょう。
専門家	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で進められる鳥獣被害対策について検証し、市民・市民団体、行政、事業者にアドバイスしましょう。

基本施策2：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

有害捕獲をおこなっていくにあたり、捕獲した生物（いのち）を地域で有効に活用する取り組みを進めていきます。

主体ごとの取り組み指針を以下に示します。

主体	主体の詳細	取り組み指針
市民・市民団体	個人	・有害捕獲の計画や意義について、認識を深めましょう。
	地縁団体	・有害捕獲した生物をどう活用するか、地域で議論しましょう。
	市民活動団体	・有害捕獲した生物を活用する取り組みに積極的に参加しましょう。
行政	鯖江市	・有害捕獲した生物（いのち）を活用する方策を検討します。 ・有害捕獲した生物（いのち）を活用する環境整備を進めます。
	県	・有害捕獲後の生物（いのち）の活用について本市を含む広域の環境を整備します。
	国	・有害捕獲後の生物（いのち）の活用について福井県を含む広域の環境を整備します。
事業者	農林業関連事業者	・有害捕獲後の生物（いのち）の活用についての事業化検討に積極的に参加しましょう。
専門家	—	・有害捕獲後の生物（いのち）の活用方法について、市民・市民団体、行政、事業者にアドバイスしましょう。

【コラム】 捕獲後のイノシシをおいしくいただく

本市では、有害捕獲後のイノシシ肉の有効利用を進めています。これまでに、イノシシ肉を利用した試食会、ハムやベーコン、肉まんなど家庭でできる料理教室を開催を通じて、みなさんにイノシシ肉のおいしさをアピールしてきました。集落によっては、地元で解体、消費しているところもあります。



「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」を実現するために

基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

「鳥獣害のないふるさとづくり」を進めていくためには、市民が主体となって継続して対策に取り組んでいくことが求められます。そのためには、市民一人ひとりが情報を共有し、自ら取り組もうとする意識が必要になります。

主体ごとの取り組み指針を以下に示します。



主体	主体の詳細	取り組み指針
市民・市民団体	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで進められる鳥獣被害対策に積極的に取り組みましょう。 ・研修会などに積極的に参加し、鳥獣害問題への意識を高めましょう。
	地縁団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを中心とした地域ぐるみの鳥獣被害対策の実施体制をつくりましょう。 ・鳥獣被害対策を実施する上では、近隣集落と連携し、効率よく実施しましょう。
	市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを中心とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を積極的に支援しましょう。
行政	鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の中から多様な地域リーダーを育成します。 ・地域ごとの取り組み成果や課題を市民全体に多様な媒体を通して情報発信します。 ・効率よい地域の対策の仕組みをつくりまます。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内の取り組み事例から、成果や課題を整理し、地域にあった形で情報提供します。
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の取り組み事例から、成果や課題を本市に情報提供します。
事業者	農林業関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを中心とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を積極的に支援しましょう。
専門家	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを中心とした地域ぐるみの鳥獣被害対策体制を検証し、継続できるようアドバイスしましょう。

基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

市民が地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むことで地域がつながり、それによって地域の魅力の再発掘や連帯感をはぐくむ地域振興になると期待されます。主体ごとの取り組み指針を以下に示します。

主体	主体の詳細	取り組み指針
市民・市民団体	個人	・広報などに掲載される鳥獣被害対策への取り組みに積極的に参加しましょう。
	地縁団体	・市民同士の連携を強めるため、話し合い、イベントに積極的に取り組みましょう。
	市民活動団体	・地域で展開する鳥獣被害対策から地域の魅力を再発見する取り組みに協力しましょう。 ・地域の魅力を外部に発信しましょう。
行政	鯖江市	・市民同士の連携を強めるような話し合い、イベント開催を支援します。 ・部署が連携して情報整理することで、市民による地域の魅力の再発見を支援します。
	県	・福井県内の取り組み事例から、成果や課題を本市に情報提供します。
	国	・全国の取り組み事例から、成果や課題を本市に情報提供します。
事業者	農林業関連事業者	・市民同士の連携を強めるイベントなどを積極的に事業化しましょう。
専門家	—	・鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくりの先進事例に関する情報提供に努めましょう。 ・地域づくりを検証し、アドバイスをしましょう。

【コラム】 「河和田東部美しい山里の会」農林水産省生産局長賞受賞！

平成22年度鳥獣害対策優良活動表彰

個人や集落単位でイノシシ対策をおこなっていた集落が、近隣町内と手を結び大きな地域ぐるみになったことで牛の放牧を実現させました。その結果、誰も来なかった山際に人が集まるようになり、地域の活性化につながるとともに、イノシシによる被害が大きく減りました。



② 地域別の取り組み指針

ここでは、特性の異なる4つの地域ごとに、地域の特徴と鳥獣被害の発生状況、そして取り組み指針を示していきます。

■ 西部地域(吉川地区、豊地区)



〔地域の特徴〕

本市の西部に位置しています。平地が広がり、西側は山に接しています。日野川、吉野瀬川などが地域内を流れています。

農地や工場地、住宅地が広がり、家庭菜園をしている人が多い地域です。また、近年、新興住宅地が増加しています。



西部地域の景観

〔鳥獣被害や対策の現状〕

住宅地ではアライグマ、ハクビシンによる建物被害、山際集落周辺の農地ではイノシシやサルによる農作物被害が発生しています。

対策としては、山際に緩衝帯を整備し、電気柵によりイノシシの進入を防いでいます。また、サルの対策として、畑をネットで囲うなどの対策がとられています。



ニホンザルによる
カボチャの被害



ネット柵

〔取り組み指針〕

- ・家庭菜園に取り組んでいる住民や新興住宅地の住民を巻き込んだ協働体制の構築に取り組みましょう。
- ・群れで行動するニホンザルへの対策を進めましょう。
- ・行動域が広いニホンザルの群れに対し、周辺集落で連携し取り組みましょう。

■中央地域(鯖江地区、神明地区、立待地区)



〔地域の特徴〕

本市の中心地であり、縦貫道路、JR北陸本線、福井鉄道福武線が通っています。日野川、黒津川、浅水川などが地域内を流れています。

主に住宅地、商業地、工場地などが立地しています。

本市でもっとも人口が多い地域で、とくに神明地区では人口が増加し続けています。



中央地域の景観

〔鳥獣被害や対策の現状〕

市街地でアライグマ、ハクビシンによる建物被害、カラスによる農作物被害が発生しています。

対策としては、アライグマ、ハクビシンに関しては建物への進入口を塞いで進入を防止するほか、家屋に進入した場合には有害捕獲などもおこなっています。



建物についてアライグマの足跡



捕獲されたアライグマ

〔取り組み指針〕

- ・市街地に住む住民に対して鳥獣被害や対策に関する理解を深める取り組みを進めましょう。
- ・近年、増加傾向であるアライグマ、ハクビシンをすまわせないよう建物の整備を進めましょう。
- ・北部の丘陵などからのイノシシの進入に備えて早めの体制づくりに取り組みましょう。

■ 東部地域(新横江地区、中河地区、片上地区、北中山地区)



〔地域の特徴〕

越前中央山地につながる文殊山や、孤立丘陵である三里山を含み、比較的森林面積が多い地域です。一方、平地には比較的まとまった農地があり、浅水川、鞍谷川、穴田川、片上川、河和田川が流れています。

農業が盛んで、大規模農業をおこなっている農家もみられます。



東部地域の景観

〔鳥獣被害や対策の現状〕

山際ではツキノワグマの出没やイノシシによる農作物被害が多く、特に三里山周辺は、イノシシ被害が著しい地域です。

対策としては、ツキノワグマが登りそうな木にはトタンを巻いています。イノシシ対策では、個人でネットや電気柵を設置しているほか、三里山では山際に緩衝帯を整備し、電気柵によってイノシシの進入を防いでいます。



イノシシによる
水稲の被害

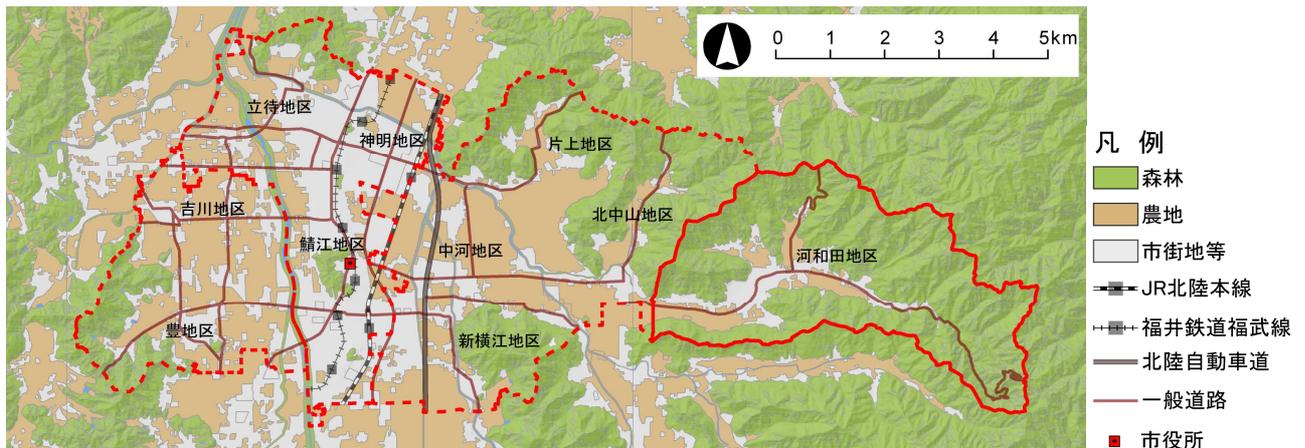


電気柵の設置

〔取り組み指針〕

- ・河和田地区などで進められている効果的な対策を参考にしながら、野生鳥獣が人里へ進入しにくい環境を整備しましょう。
- ・それぞれの圃場では、野生鳥獣の農地への進入防止対策を進めましょう。
- ・イノシシによる大きな被害が著しい三里山周辺の環境整備を進めましょう。
- ・ツキノワグマの痕跡や出没情報などに注意し、事故のないようにしましょう。

■ 河和田地域(河和田地区)



〔地域の特徴〕

本市の東部に位置し、河和田川、天神川が流れる、山に囲まれた地域です。

盛んな農業や地場産業（漆器）を通じて、地域の強いつながりが形成されています。

人口は減少傾向で、高齢化も進んでいます。



河和田地域の景観

〔鳥獣被害や対策の現状〕

イノシシによる農作物被害や、ツキノワグマの出没が多い地域です。

電気柵の設置や緩衝帯整備、ウシの放牧など、鳥獣被害対策が進んでいます。ツキノワグマが出没したときなどは、集落内のカキを収穫するなど、集落ぐるみの対策がおこなわれています。



ツキノワグマによる
クリの食べ跡

河和田東部地区での
牛の放牧

〔取り組み指針〕

- ・市全域に先進的な鳥獣被害対策を発信しましょう。
- ・地域ぐるみの対策を継続して進める協働体制づくりに取り組みましょう。
- ・ツキノワグマの痕跡や出没情報などに注意し、事故のないようにしましょう。
- ・森林を整備し、山里の資源の有効利用につとめましょう。

第4章 マスタープランの推進方策

(1) 取り組み目標

ここでは、基本施策に基づいて鳥獣害のないふるさとづくりを計画的に進めるための取り組み目標を明らかにします。

基本方針

市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策

取り組み全体の目標

5年後（平成28年度）には、
鯖江市民の鳥獣被害に対する認知度100%を目指す。

平成22年度に実施した本市の住民意識調査では、農作物の鳥獣被害に対する市民の認知度は80%以上でした。
地域に暮らす市民が、「鳥獣被害が課題である」と認識できるように、地域ぐるみの鳥獣被害対策を進めます。

● 施策ごとの目標

基本施策1：防除と捕獲のバランスのとれた対策

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
電気柵、緩衝帯といった山際の対策、環境整備の維持管理に市（行政）と市民が積極的に取り組みます。	イノシシによる農作物被害額	平成22年度被害額 367万円	平成24年度～平成28年度の平均被害額を180万円以下にする
■想定される取り組み ・ 進入防止柵の整備 ・ 有害捕獲の推進 ・ 緩衝帯の整備			

基本施策2：有害捕獲した生物（いのち）を活用する取り組み

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
市民・市民団体が主体的に有害捕獲した生物（いのち）を食肉利用するための勉強会やイベントを市が支援します。	食肉利用の勉強会の開催数	年0回	年2回
<ul style="list-style-type: none"> ■想定される取り組み ・捕獲個体の利用 ・料理教室や学習会 	捕獲個体の利活用施設の通過数		

基本施策3：市民主体の継続的な取り組み体制の確立

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
鳥獣被害対策の情報を共有するため、市民と行政をつなぐ連絡網を整備します。	連絡網の整備率	—	連絡網の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■想定される取り組み ・鳥獣被害調査 ・野生鳥獣の生息状況調査 ・集落出前講座 ・地域リーダー研修会 ・広報 ・対策の情報交換 	情報を持つリーダー数	0人	各地区で2人

基本施策4：人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

取り組み目標	指標	数値目標	
		現在値	5年後
市（行政）と市民が協働して、鯖江市の自然に親しみながら鳥獣被害対策を学ぶイベントを開催する。	イベントの開催数	年1回	年2回
<ul style="list-style-type: none"> ■想定される取り組み ・鳥獣被害対策ツアーの開催 ・体験農園 ・援農ボランティア 			

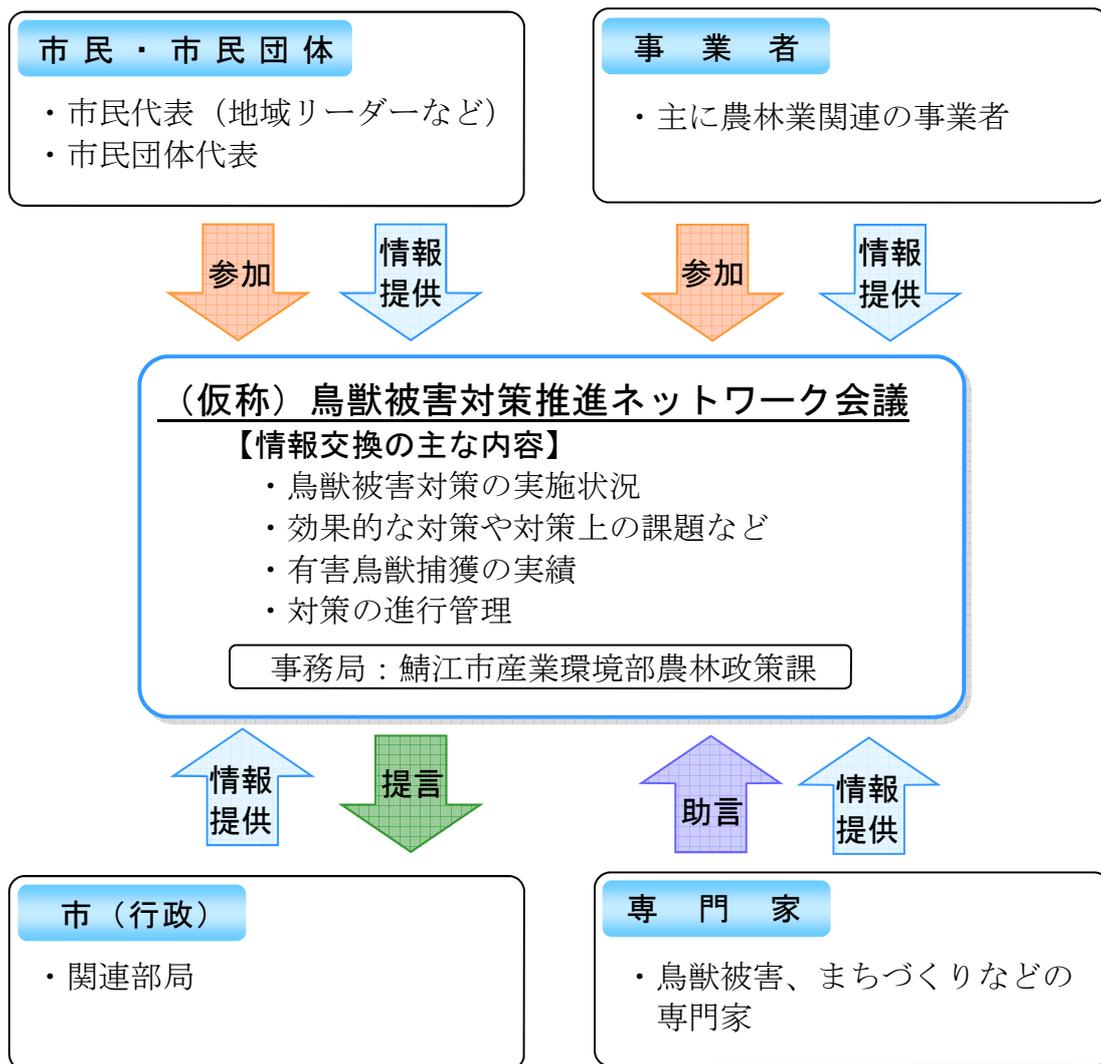
(2) マスタープランに基づく鳥獣被害対策の推進体制

● 鳥獣被害対策推進ネットワーク会議の定期開催

本市全体で鳥獣害のないふるさとづくりを進めるためには、主体間の情報や意見の交換の場を定期的に設けることが有効です。

そこで、本市が主催して各主体が一同に集まり、情報交換をする鳥獣被害対策推進ネットワーク会議を開催します。

会議では本市の鳥獣被害対策の検証や、目標達成度合いの評価、目標の再設定などについても協議します。



マスタープランの推進体制

參考資料

(1) 関連する法令など

- 「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年法律第88号)
 - ・ 鳥獣保護区域における規制、狩猟に関する事項

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
(平成16年法律第78号)
 - ・ アライグマなど、特定外来生物の移動や運搬、捕獲、飼育に関する事項

- 鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」
(平成19年法律第134号)
 - ・ 市町村による被害防止計画の作成、鳥獣の捕獲の許可権限などに関する事項

- 「火薬類取締法」 (昭和33年法律第6号)
 - ・ 「動物駆逐用煙火」を追い払い用に使用する場合の事項
 - ・ 銃弾の保管に関する事項

- 「銃砲刀剣類所持等取締法」 (昭和25年法律第149号)
 - ・ 狩猟者の法定猟具使用に関する事項

- 「食品衛生法」 (昭和22年法律第233号)
 - ・ と殺、解体した食肉の流通に関する事項

- 「獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン (イノシシ・シカ)」
(平成22年福井県)
 - ・ 捕獲から食肉利用までの流通に関する衛生管理や品質確保の基準

(2) 参考資料

■ 鳥獣被害全般に関する資料

- 「鳥獣害対策マニュアル 点検のポイントと対策のヒント」 福井県
- 「鳥獣被害防止対策の手引き」 嶺南地域有害鳥獣対策協議会
- 「共生をめざした鳥獣害対策」 社団法人農林水産技術情報協会 編
全国農業会議所
- 「イノシシ シカ サル これならできる獣害対策」 井上雅央 著
社団法人農山漁村文化協会
- 「鳥獣害対策の手引」 江口祐輔・三浦慎吾・藤岡正博 編
社団法人日本植物防疫協会
- 「お～！イノシシ ～team4429と考えるこれからの鳥獣害対策～」
team4429とその仲間たち 著
福井県立大学

■ イノシシに関する資料

- 「丹南地域鳥獣害対策マニュアル（イノシシ編）」 福井県丹南農林総合事務所
- 「イノシシから田畑を守る おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 江口祐輔 著
社団法人農山漁村文化協会
- 「イノシシを獲る ワナのかけ方から肉の販売まで」 小寺祐二 著
社団法人農山漁村文化協会

■ 中獣類に関する資料

- 「ハクビシン・アライグマ おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 古谷益朗 著
社団法人農山漁村文化協会

■ クマに関する資料

- 「生かして防ぐ クマの害」 米田一彦 著
社団法人農山漁村文化協会

■ サルに関する資料

- 「山の畑をサルから守る おもしろ生態とかしこい防ぎ方」 井上雅央 著
社団法人農山漁村文化協会

■ カラスに関する資料

- 「おもしろ生態とかしこい防ぎ方 カラス」 杉田明栄 著
社団法人農山漁村文化協会

■ Web情報

- 「福井県鳥獣害対策ホームページ」 <http://www.pref.fukui.jp/doc/nourin/cyoujyuugai.html>
- 「鳥獣害のない里づくり情報分析」 <http://www.fncc.jp/jyugaiGIS/index.html>

(3) 用語集

用語	意味
在来種	ある地域に現在生息・生育する動植物のうちで、昔からその場所でみられる種類。
外来種	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって外国から入ってきた生物。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
かんしょうたい 緩衝帯	農地と接する山際の樹木や竹を伐採し、見通しを良くすること。これにより、野生獣の警戒心を刺激し、里に下りてこないようにする(棲み分け)。本市ではネット柵と併用している。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
けいはん 畦畔	田畑の境にあるもの。あぜ。
個体数管理	野生鳥獣の個体数を、保護や捕獲などの手段によって適正なレベルに計画的に維持すること。
じゅひ 樹皮はぎ	ニホンジカなどが樹皮をはぎとること。樹皮を失った木は、商品価値が失われ、ひどい場合には枯死する。主にニホンジカ、ツキノワグマによる被害が多い。
食害	野生鳥獣などが、農作物などを食い荒らすこと。
森林下層植生	森林に生える丈の低い草木。
生息地	野生鳥獣のすみか。
地域おこし・地域振興	市町、あるいは市町の一定の地区の経済や文化を活性化させること。
のりめん 法面	切り土・盛り土により作られる人工的な斜面。道路建設や宅地造成などに伴い形成される。
人里環境	集落や水田、畑、果樹園といった農耕地、さらに河川、雑木林などを含んだ人間の居住空間のこと。
不耕作地	高齢化や後継者不足などの理由により、耕作されなくなった農地のこと。
防除	生物による被害を防ぐため、その進入の防止や環境整備などをおこなうこと。
放任果樹	実がなくても収穫されない果樹のこと。山際や空き家などに多く、サルやハクビシンなど哺乳類のエサとなることがある。
有害捕獲・有害鳥獣捕獲	野生鳥獣により農作物や人間の生活に影響が出る場合に、個人や団体が許可をとり、被害原因となった動物種を捕獲すること。

(4) 住民意識調査

鯖江市の鳥獣害に関する住民意識調査

1. 調査の概要

1. 調査目的

鳥獣害と市民との関係性は住んでいる地域や農林業とのかかわりなどの属性の違いによって様々であり、このことは市民の鳥獣害に対する意識に違いをもたらすことが予想される。そこでアンケート調査によって、多様な属性の市民の鳥獣害に対する意識を把握し、鯖江市「人と生きもののふるさとづくりマスタープラン」に反映させる。

2. 調査内容

(1) 鳥獣害に対する意識

鳥獣害に対する認知や考えから、市民の属性による鳥獣害に対する意識の違いを把握する。また鯖江市が行っている鳥獣害対策関連施策に対する市民の認識や評価を把握し、マスタープランにおける施策・戦略の内容や優先順位を決定する際の参考とする。

(2) 鳥獣害対策への取り組み意識

市民の鳥獣害対策への参加意欲や「地域ぐるみの鳥獣害対策」の基礎となる地域のつながりなどを把握し、マスタープランにおける具体的な施策・戦略を決定する際の参考とする。

3. 調査期間

平成23年2月20日～3月24日

4. 調査方法

地域住民自治組織（自治会・町内会）を通じた調査票配布、郵送による回収

5. 調査対象

鯖江市内に居住する満20歳以上の2,000人

（住民基本台帳に基づいて、10地区から200人ずつ無作為抽出。）

6. 回答者数

1,159人（回収率58.0%）

II. 調査結果の概要

1. 総論

鳥獣害に対する認識、そして地域ぐるみの鳥獣害対策を実現する地域協働力は、市民の年齢層、農業とのかかわり、地域などの属性によって異なっていた。このことから、市民主体の鳥獣害対策を実現するためには画一的な施策ではなく、市民の多様な属性や地域ごとの特徴の違いを踏まえた、きめの細かい施策を展開することが望ましいと考えられる。

2. 要点

(1) 鳥獣害に対する意識

① 鳥獣害の認知度は高いが、その程度は被害の種類や市民の属性によって異なっていた。

- ・ 鳥獣害について少なくとも『聞いたことがある』以上に認知している市民が、全体の90～95%を占めた(図1)。ただし、認知の程度は被害の種類によって異なり、農作物被害の認知度は他の被害と比べて高かった。

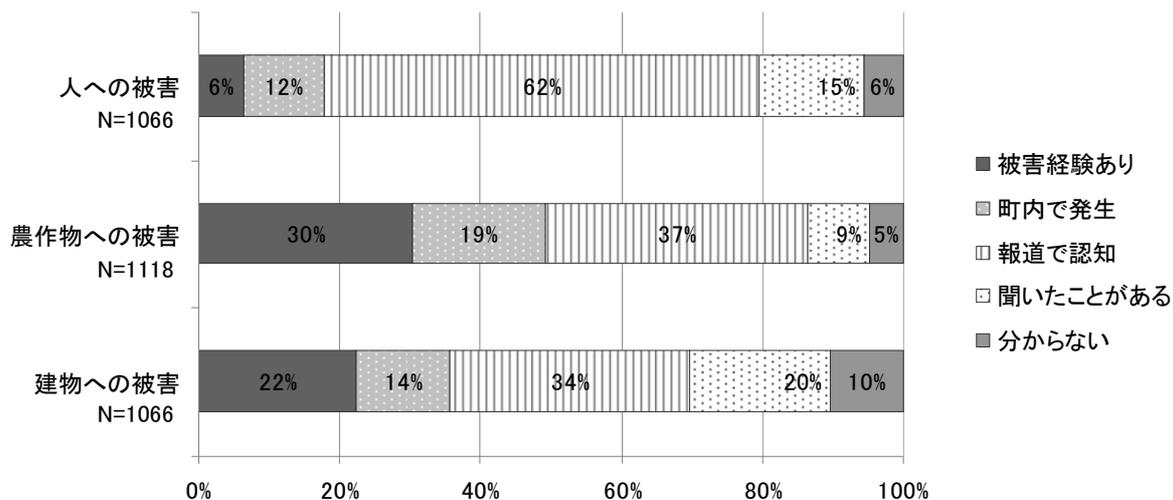


図1. 被害の認知度(問1)

- ・ 鳥獣害の認知度は年齢層、農業とのかかわり、地域といった市民の属性によって異なっていた。農業被害の認知度は40代以下よりも50代以上の方が高く、農業とのかかわりが強いほど高く、また市街地(中央地域)よりも農村地域の方が高かった(図2)。

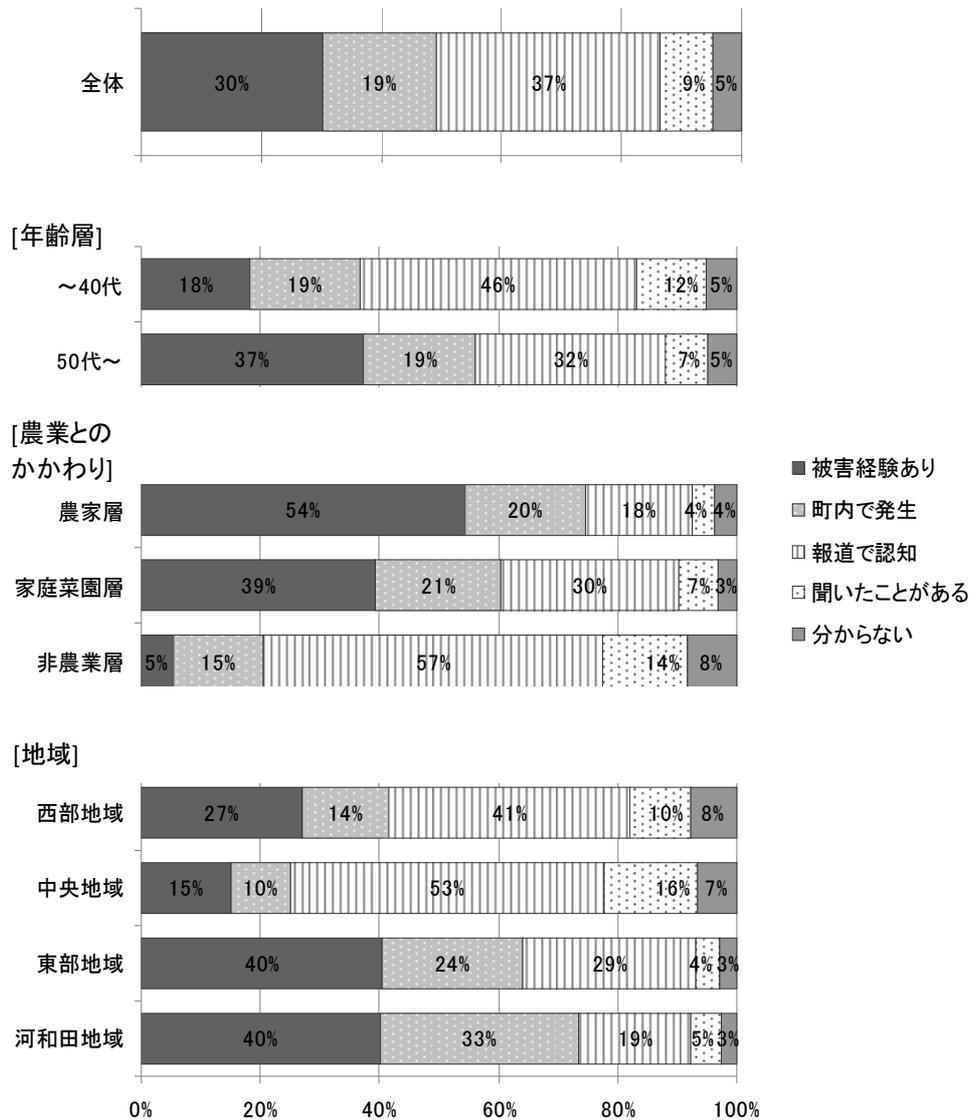


図2. 農作物への被害の認知度 (問1)

※属性区分について

[農業とのかかわり]

設問『あなたのご家族と農業とのかかわりについて、もっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。』に対する回答にもとづいて以下の通り3つに区分した。

- 農家層：「農家で、主に農業で生計を立てている」・「農家で、主に農業以外で生計を立てている」
- 家庭菜園層：「かつては農業をしていたが、今は家庭菜園しかしていない」・「これまで農業をしたことはないが、家庭菜園をしている」
- 非農業層：「農業や家庭菜園に一切たずさわっていない」

[地域]

地域ごと特性に応じて以下の通り4つに区分した。

- 西部地域：吉川・豊地区
- 中央地域：鯖江・神明・立待地区
- 東部地域：新横江・中河・片上・北中山地区
- 河和田地域：河和田地区

② 鳥獣害に関する情報の共有は重要であった。

- ・ 鳥獣害は認知度が高いほど、より深刻に捉えられる傾向があり、とくに『報道で認知』以上では深刻に捉えられる割合が多かった（図3）。このことから、マスコミなどを通じて鳥獣害に関する情報発信を行うことは、市民が鳥獣害問題を共通の課題として認識する上で有効であると考えられる。

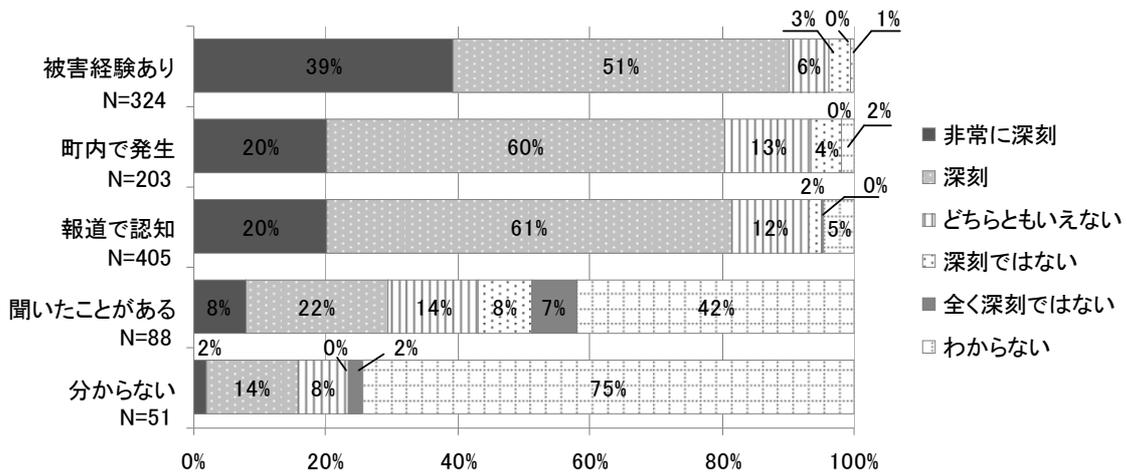


図3. 農作物への被害の認知度別の深刻さ（問1）

- ・ 市が行っている鳥獣害対策に対しては、認知度が高いほど積極的な意見が多い傾向があった（図4）。市が行なっている施策のうち、広報の認知度は70%以上と高い一方、研修会の開催や被害生息調査など、認知度が40%を下回っているものもあり（図7）、これらについては今後一層の市民への情報提供が必要である。

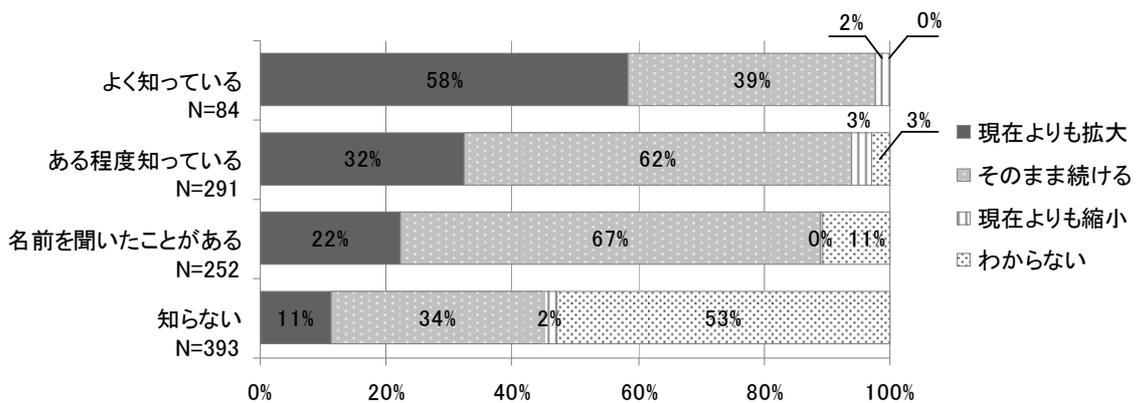


図4. 有害鳥獣駆除の認知度別の今後の取り組み評価（問3）

(2) 鳥獣害対策への取り組み意識

① 地域ぐるみの鳥獣害対策への参加意欲は高いが、年齢層や農業とのかかわりの違いによって差がある。

- ・ 鳥獣害対策に関する地域共同作業には 73%が賛成し、69%が参加すると回答した(図5)。このことから、鳥獣害対策に取り組む地域協働力は高いと評価できる。
- ・ 地域共同作業への参加意欲や地縁的なつながりは、40代以下よりも50代以上の方が強く、また農業とのかかわりが深いほど強かった。現在の地域ぐるみの対策は、地縁的なつながりが強い50代以上の農家を中心になっていることが伺える。今後、参加意欲は高いものの地縁的な帰属意識が薄い40代以下の層や非農業層を鳥獣害対策に取り込んでいくため、市民活動団体などの多様な活躍の場を構築していくことが必要である。

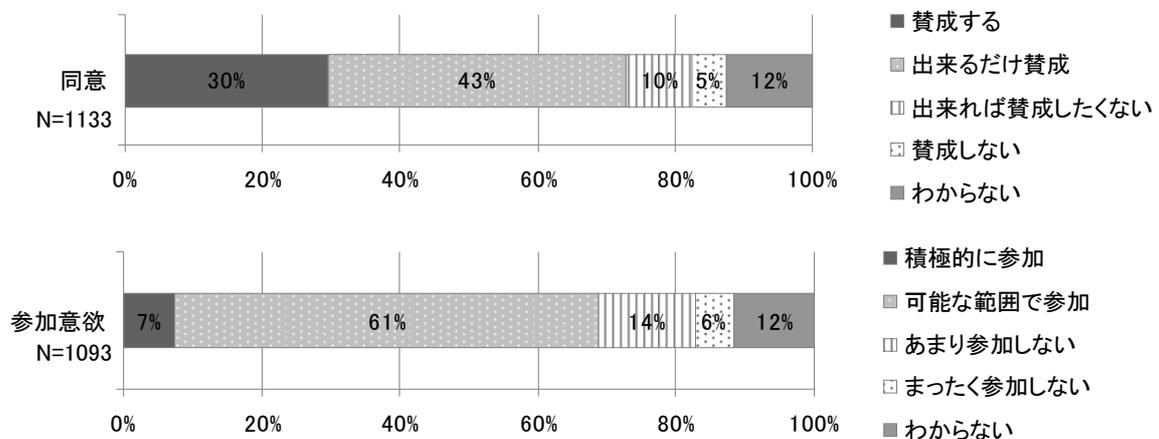


図5. 地域での鳥獣害対策の共同作業への同意と参加意欲 (問6)

② 取り組みやすい対策ほど参加しやすい。

- ・ 多く挙げられた対策は、「生ゴミや不要な作物の撤去」、「農道のわきやあぜの草刈り」、「鳥獣害発生時の通報」および「山ぎわなどの草刈り」であった(図6)。このうちとくに、様々な属性の市民が共通して多く挙げた対策は「生ゴミや不要な作物の撤去」と「鳥獣害発生時の通報」であった。市民主体の鳥獣害対策を普及していく上では、このような皆が取り組みやすい対策を市全体で徹底していくこと有効と考えられる。

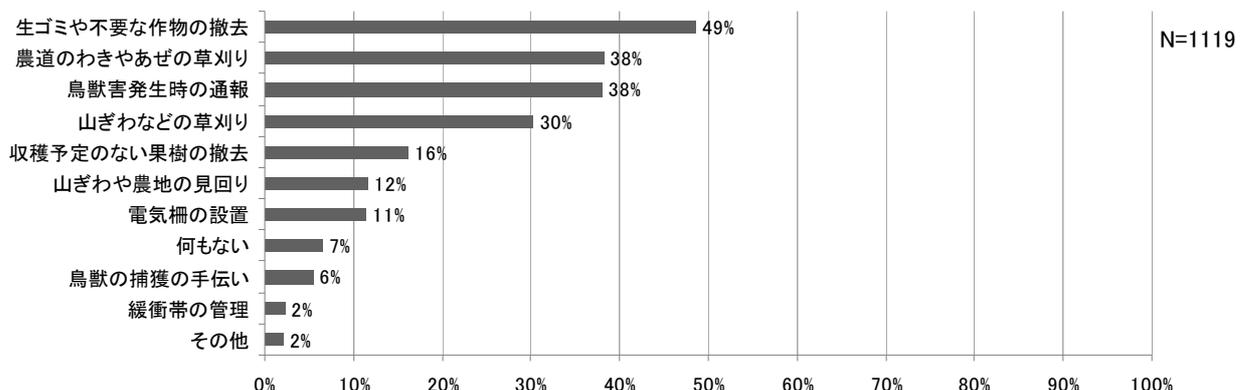


図6. 地域で鳥獣害対策を実施する場合に自分が参加できる対策 (問7)

③ 適切な行政支援は引き続き重要である。

- 市が行っている鳥獣害対策関連施策に対しては、いずれも推進を望む意見が多かった(図7)。鳥獣害に関する情報提供や、有害捕獲のように地域住民だけでは実施が困難な事項などについて、引き続き適切な行政支援を行うことは、市民主体の鳥獣害対策を実現していく上でも重要である。

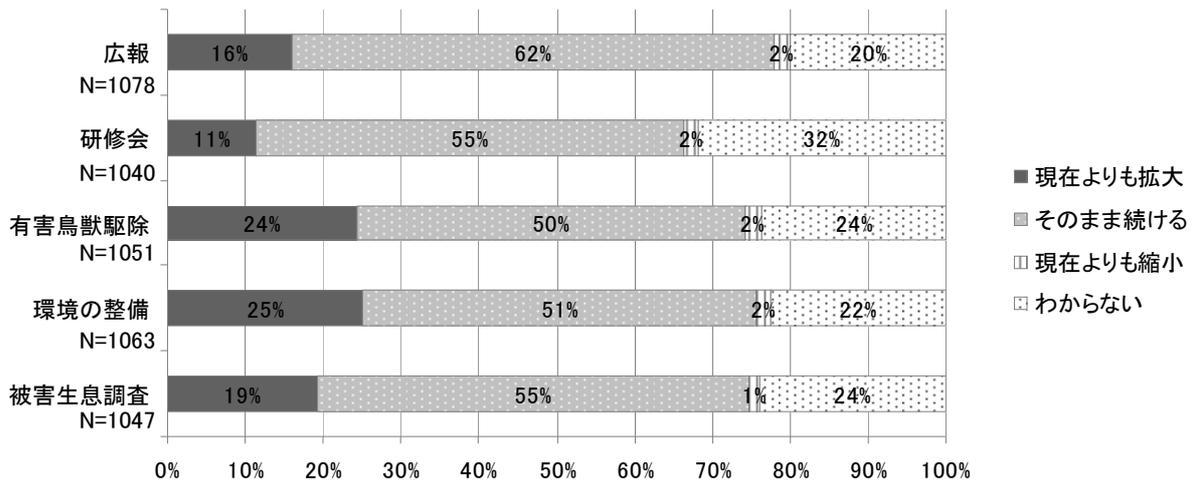


図7. 鯖江市で実施している鳥獣害対策の今後の取り組みについての評価 (問3)

- 鳥獣害が発生した際の対応としては、行政や自治会に相談するという意見が多かった(図8)。鳥獣害の情報を共有し、適切な対策を実施するためには、これらを一次窓口とした連絡・対応のネットワークを整備することが有効と考えられる。

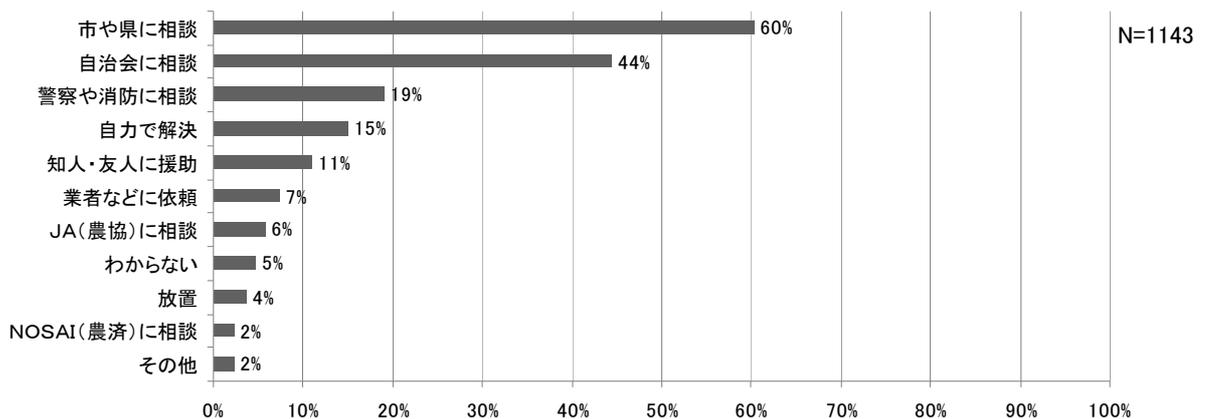


図8. 鳥獣害が発生した際の解決策 (問5)

■ 住民意識調査 調査票

鯖江市の鳥獣害に関する アンケート調査

市民の皆様には、日ごろから鯖江市の鳥獣害対策につきましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、鯖江市では、ツキノワグマ、イノシシ、アライグマなどといった野生鳥獣による人間生活や農林業への被害（鳥獣害）が発生しており、鯖江市と市民の皆様と協働して「鳥獣害のないふるさとづくり」を実現すべく、対策をすすめております。このアンケートは、今後展開すべき施策を明らかにすることを目的として、市民の皆様の鳥獣害に関するご意見やご要望をおうかがいするものです。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は1月1日現在の住民基本台帳から無作為に選ばせていただいた20歳以上の2,000名の皆様を対象に実施するものです。また回答いただいた内容については、すべて統計的に処理し、本来の目的以外に使用することは一切ありませんので、ご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

平成23年2月

鯖江市長 牧野 百男

ご回答に際してのお願い

- 質問は選択式または記述式です。選択式の場合は、あてはまる番号に○印をつけてください。
- 回答は、あなた自身のお考えや、ご意見を記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、同封した返送用封筒に入れ、3月5日(土)までに投函してください。
- この調査の結果は、市のホームページ等で皆さまにお知らせいたします。

この調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

鯖江市農林政策課 担当：永田・中田

電話：0778-53-2235

鯖江市の野生鳥獣による被害の現状と対策

野生鳥獣による被害の現状

鯖江市内では、イノシシやカラスなどによる農作物への被害が発生しています。また、市街地でもアライグマ・ハクビシンが家屋を傷つけるといった被害が発生しています。

外来種の侵入による在来の自然への影響や、クマによる人身事故、イノシシと車との接触事故など、人間生活への影響も懸念されています。



(平成 22 年 4 月 9 日 吉川地区にて)
民家の屋根の上を歩く
アライグマ



(平成 22 年 9 月 2 日 中河地区にて)
イノシシによる
稲の踏み倒し

市内でおこなわれている主な対策

被害防除（獣の侵入を防ぐ）



(平成 18 年 7 月 9 日 河和田地区にて)
農地などに電気柵（感電によって獣の侵入を防ぐ）などを設置して獣の侵入を防いでいます。

有害鳥獣駆除（捕獲して動物の数を減らす）



(平成 22 年 8 月 11 日 新横江地区にて)
檻を設置して、農作物などを荒らす獣を捕獲しています。

研修会（鳥獣害の知識や情報を広める）



(平成 22 年 8 月 7 日 鯖江地区にて)
専門家を招いて、鳥獣の生態や被害の防ぎ方に関する知識や情報を地域の皆様にお伝えしています。

広報活動（鳥獣害の知識や情報を伝える）



鳥獣害に関するちらしやホームページなどを作成して、鯖江市内の鳥獣害の情報をお伝えしています。

■鯖江市の鳥獣害（人・農作物・建物への被害）の現状について

問1 鯖江市では、様々な鳥獣害が発生しています。あなたが被害にあったことがある、あるいは知っている被害はどれですか？該当する番号ひとつに○をつけてください。また、被害の深刻さについて、あなたの気持ちとして該当する番号ひとつに○をつけてください。

	被害にあった・知っている					被害の深刻さ					
	被害にあったことがある	町内（自治会内）で発生したことがある	報道等で知っている	聞いたことがない	わからない	非常に深刻だと思う	深刻だと思う	どちらともいえない	深刻ではないと思う	全く深刻ではないと思う	わからない
人への被害 (内容) 襲いかかりなど (種類) クマ/サル/カラスなど	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
農作物への被害 (内容) 食い荒らし、踏み荒らしなど (種類) イノシシ/サル/アライグマ/カラスなど	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6
建物への被害 (内容) 家屋の傷つけ、侵入、フン害 (種類) アライグマ/カラス/ハト など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6

※『被害にあった・知っている』『被害の深刻さ』それぞれ該当する番号ひとつに○印をつけてください。

問2 あなたの町内（自治会）の鳥獣害は5年前と比べてどうなったと感じていますか？該当する番号ひとつに○をつけてください。また、その理由として考えられるものを、該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 増えた 2. やや増えた 3. 変わらない 4. やや減った 5. 減った 6. わからない

- 理由 { 1. 動物の数が増えた 2. 動物の数が減った 3. 動物が山から里におりてくるようになった 4. スギなどの人工林が増えた 5. 山が手入れされなくなった 6. 地球温暖化の影響 7. 作物を作らない田畑が増えた 8. 農業をする人が減った 9. 鳥獣害対策が進んだ 10. 鳥獣害対策が進んでいない 11. その他() }

■鯖江市の鳥獣害（人・農作物・建物への被害）対策への取り組みについて

問3 鯖江市で実施している鳥獣害対策の取り組みについて、あなたはどの程度知っていますか？項目ごとに該当する番号ひとつに○をつけてください。また、今後の取り組みについてあなたの考えに該当する番号ひとつに○をつけてください。

	知っているか				今後の取り組み			
	よく知っている	ある程度知っている	名前を聞いたことがある	知らない	現在よりも拡大するべきだ	そのまま続けるべきだ	現在よりも縮小するべきだ	わからない
広報 (広報さばえ、アライグマちらし、さばえいのしし新聞、ホームページ など)	1	2	3	4	1	2	3	4
研修会 (アライグマ・ハビシ対策技術講座、電気柵設置研修会、さばえのけもの“ジェア”探偵団 など)	1	2	3	4	1	2	3	4
有害鳥獣駆除 (被害を出す鳥獣の捕獲)	1	2	3	4	1	2	3	4
環境の整備 (山ぎわ緩衝帯整備(山ぎわの見通しをよくするための刈り払い)、電気柵設置の支援 など)	1	2	3	4	1	2	3	4
被害生息調査 (どこに何の動物がいるか、どんな被害が起きているかの実態調査)	1	2	3	4	1	2	3	4

※『知っているか』『今後の取り組み』それぞれ該当する番号ひとつに○印をつけてください。

■鳥獣害（人・農作物・建物への被害）対策に対するあなたの思いについて

問4 鯖江市で鳥獣害の原因となる野生動物の駆除について、あなたの気持ちとしてもっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. 被害が発生していても、駆除以外の方法で被害を減らすべきだと思う
2. 被害を出した獣だけを駆除すべきだと思う
3. 被害を発生させる種類の動物は、駆除して数を減らすべきだと思う
4. 被害を発生させる種類の動物は、鯖江市から根絶すべきだと思う
5. わからない

■鳥獣害（人・農作物・建物への被害）が発生した場合の解決策について

問5 もし鳥獣害があなたのまわりで発生したら、どのように解決しますか？該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 市や県に相談する 2. 警察や消防に相談する 3. 自治会に相談する 4. 業者などに依頼する 5. NOSAI（農済）に相談する 6. JA（農協）に相談する 7. 知人・友人に援助を頼む 8. 自力で解決する 9. 放置する 10. その他（_____）
11. わからない

問6 町内（自治会）全体で年に3~4回、半日程度、鳥獣害対策の共同作業を行うことが町内（自治会）で決められようとした場合、あなたは賛成しますか？また、参加しますか？該当する番号ひとつに○をつけてください。

	回答
賛成しますか？	1. 賛成する 2. 出来るだけ賛成する 3. 出来れば賛成したくない 4. 賛成しない 5. わからない
参加しますか？	1. 積極的に参加する 2. 可能な範囲で参加する 3. あまり参加しない 4. まったく参加しない 5. わからない

問7 町内（自治会）全体で鳥獣害対策を実施する場合、あなたが参加できる対策は何ですか？該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 山ぎわなどの草刈り 2. 農道のわきやあぜの草刈り 3. 電気柵の設置・管理 4. 緩衝帯の管理 5. 山ぎわや農地の見回り 6. 鳥獣の捕獲の手伝い（檻の見回りやエサの補給など）
7. 動物のエサになる生ゴミや不要な作物の撤去 8. 動物のエサになる収穫する予定のない果樹の撤去 9. 鳥獣害発生時の通報 10. 何もない 11. その他（_____）

■あなたが住まいの町内（自治会）について（地域ぐるみの鳥獣害対策は自治会内での結びつきと関連性が深いといわれていますのでお尋ねします）

問8 あなたと、町内（自治会）の方とのお付き合いはどの程度ですか。もっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. たがいに相談したり日用品の貸し借りをするなど、生活面で協力し合っている人もいる
2. 日常的に立ち話しをする程度の付き合いは、している 3. あいさつ程度の最小限の付き合いしかしていない 4. 付き合いは全くしていない 5. わからない

問 9 お付き合いしている町内（自治会）の方はどれくらいいますか。もっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. 地域のほぼ全ての人と交流がある 2. 地域の半分程度の人と面識・交流がある 3. 地域のごく少数の人とだけ面識・交流がある 4. 地域の人とはほとんど面識・交流がない 5. わからない

問 10 あなたがお住まいの町内（自治会）は住みやすいと思いますか。もっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。また、その理由をお答えください。

1. 住みやすい 2. どちらかといえば住みやすい 3. どちらともいえない 4. どちらかといえば住みにくい 5. 住みにくい 6. わからない

理由 []

■あなたご自身について

	回答
あなたの性別をお答えください。	1. 男性 2. 女性
あなたのお住まいの地区をお答えください。	1. 鯖江地区 2. 新横江地区 3. 神明地区 4. 中河地区 5. 片上地区 6. 立待地区 7. 吉川地区 8. 豊地区 9. 北中山地区 10. 河和田地区
あなたの年齢をお答えください。	1. 20～29 歳 2. 30～39 歳 3. 40～49 歳 4. 50～59 歳 5. 60～69 歳 6. 70 歳以上
あなたのご家族と農業とのかかわりについて、もっともよくあてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 農家で、主に農業で生計を立てている 2. 農家で、主に農業以外で生計を立てている 3. かつては農業をしていたが、今は家庭菜園しかしていない 4. これまで農業をしたことはないが、家庭菜園をしている 5. 農業や家庭菜園に一切たずさわっていない

★「鳥獣害のないふるさとづくり」についてのご提案がありましたらお願いします。

[]

(5) 鯖江市鳥獣害のないふるさとづくり マスタープラン策定委員会について

■ 鯖江市鳥獣害のないふるさとづくりマスタープラン 策定委員

委員長	北川 太一	福井県立大学 経済学部 教授
委員	西野 悦子	市民公募
委員	増田 新治	市民公募
委員	帰山 順子	ふくい・くらしの研究所 事務局長
委員	田辺 久美子	生ゴミリサイクル市民ネットワーク 理事
委員	斎藤 晋	市民主役条例推進委員会 地域自治部会長
委員	中村 忠義	特定非営利活動法人さばえNPOサポート 事業部長
委員	増永 初美	ふきのとう市
委員	真田 権右衛門	下新庄町イノシシ対策委員会 代表
委員	山川 隆義	和田町を美しく保つ会 代表
委員	服部 義和	河和田東部美しい山里の会 事務局長
アドバイザー	向出 茂三	福井県農林水産部 農林水産振興課 鳥獣害対策室 室長
アドバイザー	水谷 瑞希	福井県自然保護センター 企画主査
アドバイザー	辻本 正	鯖江市産業環境部 部長
オブザーバー	山崎 秀雄	鳥獣保護員
オブザーバー	東 栄治	福井県猟友会鯖江支部 支部長
オブザーバー	野村 幸雄	福井県丹南農林総合事務所 農業経営支援部 技術経営支援課 課長
オブザーバー	川治 功	福井県農業共済組合 鯖丹グループリーダー
オブザーバー	三廉 道照	南越森林組合 事業課長
オブザーバー	山田 静香	福井丹南農業協同組合 営農課 課長補佐

■ 鯖江市鳥獣害のないふるさとづくりマスタープラン策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本市では、市民が主役となって鳥獣害のないふるさとづくりを推進するためのマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するにあたり、マスタープランの内容を市民と共に多面的に検討し、実効性のあるマスタープランを策定するため、マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) マスタープランの審議に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱し、次の者をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の関係者
- (3) 学識経験者

3 委員長は、委員の互選により選出し、委員会において決定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要に応じて外部の専門家から意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 事務局は、産業環境部農林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

■ 鯖江市鳥獣害のないふるさとづくりマスタープラン策定までの流れ

● 第1回委員会 平成23年7月26日（火）

【議事次第】

- ・マスタープラン策定までの流れ
- ・マスタープラン策定にあたっての考え方

● 現地視察会 平成23年9月15日（木）

【視察内容】

- ・鳥獣被害や対策の現状について、現地を視察
- ・今後、取り組むべき鳥獣被害対策や実施体制についての意見交換

● 第2回委員会 平成23年10月11日（火）

【議事次第】

- ・マスタープラン案の内容

● 第3回委員会 平成23年11月7日（月）

【議事次第】

- ・マスタープラン案の内容

● パブリックコメント 平成24年1月20日（金）～2月3日（金）

- ・マスタープランの内容に関する意見の募集

人と生きもののふるさとづくり マスタープラン

平成24年3月

編集・発行 : 鯖江市（産業環境部 農林政策課）
住所：〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号
電話：0778-51-2200 FAX：0778-51-8153

編集協力 : 株式会社 環境アセスメントセンター 敦賀事務所
住所：〒914-0058 福井県敦賀市三島町一丁目3番25号
電話：0770-24-5671 FAX：0770-24-5672

鯖江市

